

〈要旨〉

カンボジア農村における マイクロファイナンス実践の考察 ——互助活動に着目して——

横山 浩平

本稿は、筆者がカンボジアの農村において実施しているマイクロファイナンスのケーススタディである。マイクロファイナンス実施において形成された開発組織と伝統的に維持されている在地組織が、相互に補完し、借手となる貧困層の人々のリスク緩和に貢献する可能性を検討することを通じて、筆者を含めカンボジアの農村においてマイクロファイナンスを実施、もしくは実施検討を行っている団体に対して、在地組織を活用し、借手のリスクに柔軟な対応ができる手段を提示することが、本研究の目的である。

本稿に至った問題点は、マイクロファイナンス実施モデルにおける先行研究が、貧困層のリスク対応について、貸手、借手の二者間の関係のみの分析であった。次にカンボジアの農村社会における開発援助組織と在地組織の関係が、相互の併存性は認識されているが、補完性について言及されている先行研究がなかった。

開発組織とは、貧困層が抱えるリスクに柔軟に対応できるセーフティネット的存在として、在地組織と併存し、お互いの活動を相互に補完しながら幅広く、より柔軟なセーフティネットを構築する可能性があると思われ、本稿において開発組織と在地組織の補完性をマイクロファイナンスの事例を通して明らかにしたかった。したがって本稿における研究は、貧困層のリスク緩和を焦点に、貸手、借手の二者間において分析されたマイクロファイナンスの実施モデルの研究を整理。次にカンボジアの農村社会の社会関係の特徴を親族関係、在地組織の活動とその役割、在地組織に携わる主要人物、村の問題解決方法の分析を通して、明らかにした。最後に、マイクロファイナンスのケーススタディを用いて、リスク緩和の視点からプログラム実施直後と現在の変化と問題点を示した上で、開発組織と在地組織の相互補完の可能性を検証した。

第一章は、はじめにマイクロファイナンスの代表格であるグラミン銀行が開発した、グループ信用貸付モデル制度について有効点を示し、同様のモデルを採用している、インドの SEWA 協同組合銀行の事例を取り上げ、チャンバースが定義した「5つの貧困の罫」を用いて、SEWA 協同組合銀行が、どのように貧困層のリスクに柔軟な対応を示しているか成果検証を行った。

次に上述の事例にて示されなかった「グループ信用貸付」の問題点を示した。また、営利的視点において評価されている現在のマイクロファイナンス機関（以下、MFI）が引き起こした借手へのモラルハザードやその営利的評価制度についての問題点について整理し、貧困緩和という視点に改めて立ち、貧困層の生活と日々のリスクにマイクロファイナンスがどのように対応すべきなのか、言及した。

次は上述の問題の中で、実施モデルを見直し、成功を収めたグラミン銀行の新たな実施モデル「グラミンⅡ」について、貧困層のリスク緩和に焦点にその変化を取り上げた。最後にそのモデルが示したマイクロファイナンスの限界点などを検証した。

第3章では、第4章でマイクロファイナンスに実施において形成された開発組織と在地組織の関係を示す上で必要だった、カンボジアの農村の概要と社会関係の特徴を取り上げた。

はじめに、カンボジアの農村社会において、「コミュニティ」が、行政管理の最小単位である「村」であることを定義。農村の人々の生活の中における問題解決の場の範囲や宗教儀礼、互助活動の場が「村」を超えることが稀であることからである。

次に村の社会構成が、親族中心のネットワークであることを、親族関係や土地の相続条件などを示すことで、明らかにした。

次に大虐殺時代を含む四半世紀の内戦を超えても維持されてきた村の在地組織とその互助活動の説明をした。村の在地組織は、自発的・継続的なものではなく、労働、救済、宗教などの活動において期間限定的に存在している組織であった。伝統的な在地組織のサンガハッや葬式組合は、経済的、人命的な救済措置の役割を持っていることが見えた。次に村の在地組織のリーダー的存在を村長とアチャー（宗教儀礼などを中心的に担う）であることを特定し、村の問題解決の場で必ず村長とア

チャーが介在し、調整を行っている。また、村長は、外部との調整の中心的存在であり、これらのことから、村長とアチャーが、村の中で最も重要なアクターであることを明らかにした。これらの分析から、マイクロファイナンスという開発援助プログラムを実施し、リスクに柔軟な対応するために必要な要素である、村や借手の特徴の理解と貸手と借手の仲介役の存在を示した。また、在地組織それぞれが村人のリスク緩和にどのような形で対応しているかを見ることができた。

第4章は、上述したようにカンボジアの農村のマイクロファイナンスをケーススタディとし、借手のリスク緩和を焦点に、実施直後と現在の成果検証を行った。また、このプログラム実施にあたり形成されたグループ（村落開発組合、以下 VDC）と信用貸付グループという開発組織と在地組織の相互補完の可能性を最後に検証した。

プログラム実施当初の実施モデルを第二章で示した「5つの貧困の罫」の形式に落とし込み、分析したと同時に VDC の役割と課題についても分析を行った。次に実施当初と現在での変化の過程について分析を行った。プログラムの経過に伴い、借手への融資条件に対する硬直性が貸手に理解され、融資条件の緩和策が取られていた。連帯保証人制度に関しては、制度として存在はあるが、貸し倒れの際には適用されておらず、新たな資本投入という形で補われていることから、連帯保証人制度を持つ意味の不透明性が見られた。返済に関しては、「1年完済」条件はそのままにしながら、病気や不作、不慮の経済的支出時においては「完済」という条件に変え、返済を延長することを可能にしたことから、プログラムの経過に伴い、柔軟性が示された結果となり、リスク緩和がなされていた。

VDC については、プログラム実施当初から、返済利息（月利3%）の半分をグループ預金として預かり、村の開発事業や村人の救済措置に使用充てることとなっていた。実情は、行政主導による村への補助金開発事業に対して割り当てられた村の負担金分の一部をこのグループ預金で賄うことにより、借手の個々の負担を軽減させていた。次に救済措置に関しては、働くことの出来ない高齢者への寄付として活用されているが、プログラム実施の経過とともに、葬式組合、サンガハッへの追加資金として活用されていた。葬式組合は、強制寄付のため葬式組合への寄付による借手の寄付を軽減させていた。人命救済的措置の役割を持つサンガハッへのグループ預金提供は、財政上から救済効果を上げていたことがわかる。しかしながら、グループ預金使用に関しては、貸手、借手、VDC の三者で話し合われ、決定されることが条件であり、そのための集会は実施されていたが、VDC からの説明は、使用予定、もしくは使用したという報告だけであり、今後の用途に対する話し合いの改善が借手から求められていた。

最後に在地組織と開発組織に関しては、現時点では先行研究で示された通りの併存関係は認識されたが、本稿の研究の目的であった在地・開発組織の補完は認識されなかった。その可能性については、在地組織と VDC に双方にリーダーとして村長が関わっていることから、双方の点を結ぶ線は引かれている。また、在地組織の救済措置の中で最も人命に関わっているサンガハッに、グループ預金の一部が活用されていることは、財政上における相互補完性示しているが、借手の救済ではないため、この時点における相互の補完性は、「可能性がある」としか言及出来ない。今後の課題は、借手、貸手と VDC の三者間における、グループ預金の用途に関する合意形成プロセスの改善により、強い相互補完性が作られる可能性はあると断言できる。

キーワード：カンボジア、マイクロファイナンス、在地組織、開発組織、リスク緩和、柔軟性